

2014年11月6日

経済産業大臣
宮沢 洋一殿

再生可能エネルギーの普及に関する要請書

全国保険医団体連合会
公害環境対策部長 野本 哲夫

北海道、東北、四国、九州、沖縄の電力5社は、固定価格買い取り制度に基づく太陽光発電などの受け入れを停止しました。この事態を受け、経産省は現行制度の見直しに向けて、買い取り価格の引き下げや新規申請の停止などを検討し、年内にも改善策を取りまとめるとしています。制度の見直しが、再生可能エネルギーの普及、促進を抑制することのないようにすべきです。

固定価格買い取り制度は、再生可能エネルギーを劇的に普及するために導入されたものです。消費者が電気料金として負担している買い取り費用を増やすことなく、制度の存続、強化をはかるべきです。そもそも、太陽光発電などの供給量が急増し受け入れ能力を超えるという事態は、普及を想定した対策の不備など、制度設計に問題があったと言わざるを得ません。福島第一原発事故の教訓をふまえ、原発から再生可能エネルギーへの転換が急務になっています。二酸化炭素などの温室効果ガスを発生しない再生可能エネルギーは、地球温暖化対策の観点からも普及が求められています。

しかし、電源全体に占める日本の再生可能エネルギーの比率は世界的にも立ち後れた水準にあります。欧州では、電力の安定供給を保持しながら再生可能エネルギーを最大限導入するための努力を続け、スペインでは比率を53%近くに押し上げています。今、必要なことは、日本における再生可能エネルギーの普及目標を抜本的に引き上げ、目標に見合った政策を確実に実行することです。

本会は政府と電力会社に、再生可能エネルギーへの早期転換に向けて資源と技術を結集するなど、下記事項の実現を求めます。

記

- 1, 再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度の継続、強化をはかること。
- 2, 再生可能エネルギーの普及目標を抜本的に引き上げること。